

極秘

特殊財産處理關係書類綴

吉

REEL No. A-1178

0005

アジア歴史資料センター

頁	件	名	備
1.	支那に於ける敵産ノ調査ニ関スル件	(七、九、五)	備
2.	(別紙) 支那に於ける敵産調査要領	(七、九、六)	
3.	在支敵産調査実行順序	(関係ノ申合)	
4.	業種別件数一覽表	(七、一、二七)	
5.	在支敵産ノ管理運営要領	(閣議決定)	
6.	臨時特殊財産取扱令		
7.	在支敵産ノ帰属区分等ニ関スル件(案)	(七、一、三)	
8.	在支敵産ノ帰属ニ関スル場合ノ價格ニ関スル件	(七、一、一五)	特殊財産管理委員会(案決定)
9.	押収敵産ノ評價要領	(七、一、一九)	別代 敵産管理委員会(案決定)
10.	在支敵産ノ評價ニ関スル件	(七、一、一九)	
11.	新敵産ノ帰属別調査書	(七、一、二一)	青島方面特別地域隊司令部
12.	在支文化関係敵産管理区分案	(七、一、三二)	重慶側敵産ヲ除ク
13.	会費取扱	(七、一、三三)	

大日本帝國政府

頁	件	名	備
14.	在支特殊財産ノ運営ニ関スル暫定措置再ノ件	八、三、三	備
15.	特殊財産資金特別会計法及関係命令	八、三、一	轉奉令申合
16.	帝國議會於て特殊財産資金特別会計法案(案)ニ在りて説明及復議應答	八、三、	
17.	特殊財産管理委員会設置ニ関スル件	七、一、一九	閣議決定
18.	在支敵産ノ國民政府へノ移管手續ニ関スル件	八、三、九	
19.	在支敵産調査		
20.	支那に於ける敵産調査要領		
21.	敵産ノ人々ノ集團生活所ニ移転セシムル通告(草案)	八、三、一三	世宗總領事館
22.	在華事業蒙難敵産人々集團生活開始要領(草案)		
23.	在支敵産調査状況	七、一、一五	
24.	在支敵産処理概況	六、六、七	
25.	在支敵産中帰属決定件数表		
26.	大藏陸軍海軍大東亞省令第一号	一八、七、二八	

特殊財産取扱規則

(折上り確定規格四二八二二三三三三)

27.	特殊財産資金特別会計法ノ説明（八法律） 第八号
28.	故産管理特別会計法（中華民國三三、三五公布）
29.	大東亞有分課規程
30.	大東亞有文書取扱規程

二七一、二一、

大日本帝國政府

（前上ノ圖定規格 四八三三三三）



支那ニ於ケル敵産ノ調査ニ關スル件

支那ニ於ケル敵産ノ調査ニ關スル件

昭和十七年九月五日

支那ニ於ケル敵産ハ大東亞共榮圈ノ他地域ニ於ケルト同様極力之ヲ活用シ以テ我國綜合國防力ノ培養ニ資セシムルノ要アル處之ガ爲ニハ先ツ敵産ノ總額、現在ノ狀況等ヲ全般ニ亙リ明確ニ把握スルコト必要不可欠事ナルヲ以テ此際左記要領ニ依リ速ニ全支ニ亙リ統一の調査ヲ完成スルモノトス

記

- 一、本調査ニ於テ敵産トハ敵國又ハ敵國人ニ屬スル總テノ財產ヲ含ミ尙敵國ニハ我國ニ對シ宣戰ヲ布告セル國ノミナラス國交斷絶ヲ爲シタル國及重慶政權ヲ含ムモノトス
- 二、調査ハ敵産全般ニ付大東亞戰爭開始（又ハ押收開始）當時ノ狀態、其ノ後ニ於ケル處分又ハ管理其ノ他ノ運營狀況等及今後ニ於ケル利

- 用方法等ヲ調査スルモノトス
- 右ノ調査要領ハ概ネ別紙ニ依ルモノトス
- 三、調査ハ現地陸海軍、興亞院、外務側等關係機關緊密ニ連絡シ調査ノ分擔ヲ定メ之ガ完遂ヲ期スルモノトス
- 尙本調査事業ノ複雑ニシテ大規模ナル性質ニ鑑ミ中央ヨリ援助員ヲ派遣スルト共ニ現地民間専門家ヲ極力活用スルモノトス
- 四、調査ニ當リテハ既ニ關係方面ニ於テ調査済ノモノニ付テハ其ノ資料ヲ利用シ又工部局、公董局等ノ書類等ヲモ極力利用シ調査ノ完遂ヲ期スルモノトス
- 五、調査ハ各地域（北支、蒙疆、中支（漢口ヲ除ク）、漢口、廈門、南支）別ニ之ヲ行ヒ更ニ中央ニ於テ取纏ムルモノトス
- 六、調査ハ概ネ本年十二月未迄ニ完了スルモノトス

第一 調査ノ對象

- (一) 敵國
- (二) 敵國法人 (法人ニハ團體ヲ含ム以下同ジ)
- (三) 敵國法人ノ支那ニ於ケル支店、出張所
- (四) 支那ニ於テ個人營業ヲ爲ス敵國人
- (五) 支那居住敵國人
  - 但シ左ノモノヲ除ク
  - イ、教師
  - ロ、學生
  - ハ、外交官等
  - ニ、小額ノ所得者 (概ネ年間一萬圓以下ノ所得者ヲ豫定ス)
- (六) 敵國系支那法人

(七) 敵國又ハ敵國人ノ支那ニ於ケル財産 (一千圓以下ノ財産ヲ除ク)  
 、保有又ハ管理人  
 (備考)

- 一 敵國中我國ニ對シ協力的態度ノモノ (例ハ親日的印度人)
- ハ 調査ノ對象ヨリ除外スルモノトス
- 二 重慶及重慶系法人又ハ個人ニ付テハ大東亞戰爭開始後押收シ又ハ押收スベキ財産ニ付調査ニルモノトス
- 三 本調査ニ於ケル敵國ニハドゴール政權亡命諸威又ハ白耳蕤政權、如キ敵國ニ準ジテ取扱フモノヲ含ム

第二 調査事項

甲 大東亞戰爭開始 (又ハ押收開始) 當時ノ狀態ニ關スル調査

一 敵國

敵國所屬ノ財産 (外交公館ヲ除ク) ニ付三ノ、四ノ例ニ準ジ記載  
 ×但シ敵性預金等ニ付テハ六ニ於テ調査ス

三、敵國法人及敵國系支那法人

1、概要一覽

(一) 國籍

(二) 支配系統

(資本關係、役員關係又ハ技術關係ニ依ル支配系統ノ米國系、英國系等)

(三) 所在地

(四) 代表者 (代表者、資格、氏名、國籍)

(五) 營業種目

(六) 資本金 (公稱額及拂込額)

2、沿革

(一) 概要

(設立、經濟、所在地、變遷、其他、沿革及現狀概略)

(二) 資本

3、營業概況

(資本關係ノ沿革及現狀概略)

(一) 營業組織及人員

(内部ノ分課、支店、出張所、其ノ人員等ノ概略)

(二) 業務内容ト取引範圍

(三) 業績

(最近二、三年ニ於ケル收支狀況等)

4、所有財產

(一) 資產關係

(動産 (商品、有價證券ヲ含ム)、不動産

(種類、所在及金額)

(2) 預ケ金

(種類、預ケ先、住所及金額)

(3) 貸出金

(種類並條件、貸出先、住所及金額)

(4) 其ノ他ノ財産

(種類、所在及金額)

(二) 負債關係

(1) 借入金、預り金

(種類及條件、相手方、住所及金額)

(2) 其ノ他ノ負債

(種類、所在及金額)

(三) 資産又ハ負債ニシテ屬ノ權利者又ハ債務者ガ支那人ニシテ名義ガ敵國人ニナリ居ルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載ス

(備考)

(1) 所有財産ノ價額ハ帳簿價格及時價ニ依ルモノトシ時價ガ帳簿價格ニ接近シ居ルモノニツイテハ時價ハ之ヲ省略ス

ルコトヲ得

(2) 表示通貨ハ北支ニ於テハ聯銀券、蒙疆ニ於テハ蒙銀券、中南支ニ於テハ儲備券又ハ軍票トス

5、敵國又ハ敵國人ノ爲ノ財産保有又ハ管理ノ有無若シ有リトスレバ

(1) 右敵國名又ハ敵國人ノ氏名若ハ商號、國籍及住所若ハ所在地

(2) 右敵國又ハ敵國人トノ關係、委任ヲ受ケルニ至リタル事情及委任ノ内容等

(3) 最近ニ於ケル保有若ハ管理財産ノ明細(右4ノ例ニ依ル)

6、其ノ他參考事項

附、(1) 主要株主名簿

(2) 主要役員名簿

(3) 最近ニ於ケル貸借對照表

(4) 最近ニ於ケル損益計算書



(5) 最近ニ於ケル資産負債一覽表

三、敵國法人、支那ニ於ケル支店、出張所

三、敵國法人及敵國系支那法人ニ關スル調査ニ準ズルモノトシ  
資本ノ項目ニ於テハ出來得レバ當該支店、出張所、運轉資金又  
ハ本店借勘定等ヲ掲ゲ又營業概況ノ調査項目中ニ一項ヲ加ヘ最  
近ニ於ケル利益金ノ使途又ハ損失金補填ノ方法ヲ記載ス

四、支那ニ於テ個人營業ヲ爲ス敵國入

三、敵國法人及敵國系支那法人ニ關スル調査ニ準ズルモノトシ  
資本ノ項目ニ於テハ要スレバ資金ノ出所ヲ記載ス

五、支那居住外國人

1、概要

(一) 本籍地

(二) 住所

(三) 職業

(四年) 齡

2、渡來事情

(渡來ノ目的、渡來年月)

3、最近ニ於ケル收支概要

4、所有財產

(三ノ4ニ準ジテ記載ス)

5、敵國又ハ敵國人ノ爲メ財產保有又ハ管理ノ有無若シ有リト  
スレバ三ノ5ノ例ニ依ル

六、敵國又ハ敵國人ノ爲メ財產ノ保有又ハ管理ヲ爲シ居レル法人又  
ハ個人

1、法人又ハ個人

(一) 所在地又ハ住所

(二) 法人ニアリテハ代表者

(三) 業態又ハ職業

2、保有又ハ管理ノ財産

- (一) 敵國名又ハ敵國人ノ氏名若ハ商號、國籍若ハ資本系統、職業若ハ業態及住所若ハ所在地
- (二) 右者トノ關係、委任ヲ受クルニ至リタル事情及委任ノ内容
- (三) 最近ニ於ケル收支概要
- (四) 最近ニ於ケル財産ノ明細

(三)ノ4ノ例ニ依ル

敵産ニ對スル其ノ後、處分、管理其ノ他、運營狀況等ニ關スル調査

(甲) 大東亞戰爭開始(又ハ押收開始)當時、敵産ノ狀態ニ關スル調査ニ對應シ其ノ後ニ於ケル處分、管理其ノ他、運營狀況、收益實踐並ニ調査當時ニ於ケル現狀等ヲ記載ス

丙 今後ニ於ケル敵産ノ利用方法等ニ關スル調査  
(今後ニ於ケル利用ノ可能性、利用ノ方法、生産見込(年間)、

收益見込(年間)等ヲ記載ス

第三調査ノ順序及方法

(一) 調査ハ先ツ現ニ押收セルモノニ付之ヲ行ヒ次テ其ノ他ノモノニ及ブモノトス

(二) 工部局、公董局等ノ書類其ノ他ノ資料ニ依リ該當者名簿ヲ作成スルト共ニ之等資料ニ付書面調査ヲ爲シタル上更ニ實地調査ヲ行フ

(三) 既ニ調査済ノモノニ付テハ極力之ヲ利用ス

第四編 配列順序

(一) 本調査ハ先ツ地域別ニ左ノ如ク配列ス

- 第一編 總括
- 第二編 北支
- 第三編 蒙疆
- 第四編 中支(漢口ヲ除ク)

第五編 漢 口  
 第六編 厦 門  
 第七編 南 支  
 各編ハ左ノ如ク區別ニ配列ス

第一章 總 括  
 第二章 米國關係  
 第三章 英國關係  
 第四章 和蘭關係  
 第五章 重慶關係  
 第 章 ○○○○

各章ノ第一節ハ總括トシ第二節以下各節ノ調査ノ對象毎ニ員數、所有財產額、收益見込額等ヲ一括シタルモノヲ掲グ更ニ之ヲ總計ス、第二節ニハ當該國(第一調査ノ對象ノ(一)、第三節ニハ當該國法人(同ジク(二)及(三)、第四節ニハ當該國人(同ジク(四)及(五))

第五節ニハ當該國系支那法人(同ジク(六))及第六節ニハ敵國又ハ敵國人ノ支那ニ於ケル財產ノ保有又ハ管理人(同ジク(七))ヲ收録ス

四當該國、當該國法人、當該國人、當該國系支那法人、敵國又ハ敵國人ノ支那ニ於ケル財產ノ保有又ハ管理人ノ各節ニ於ケル範圍ハ本國及其ノ屬領トシ(例ハ米國ニ付テハ米本國(布哇、含ム)、ヒリツピン、英國ニ付テハ英本國、カナダ、オーストラリヤ、ニュージールランド、香港、英領印度、和蘭ニ付テハ和蘭本國、蘭領印度ノ如ク區分ス)五十音順ニ收録ス  
 各個ノ調査ノ對象ニ付テハ第三ノ甲、乙及丙ノ調査事項順ニ記載ス

極秘

在支敵産調査實行順序

昭和十七年九月六日  
關係廳申合

一、調査方針ノ決定（決定済）

二、決定方針ニ依ル調査實行方中央ヨリ各出先ニ對スル通牒（通牒済）

三、現地ニ於テ陸海軍、興亞院、外務側等關係機關ノ調査實施計畫ニ關

スル協議

(イ) 全支ニ亘ル調査實施計畫ハ中支ニ於テ決定ス

右決定ニ當リテハ中支以外ノ地域ノ責任者ヲ彙集セシムルコトヲ

ルモノトス

(ロ) (イ)ノ決定ニ基ク各地域ニ於ケル實施計畫ハ夫々ノ地域ニ於テ決定

ス

四、中央ヨリノ援助員派遣

(イ) 大藏省ヨリ 十五名乃至二十名

内地信託會社ヨリ二十名乃至二十五名

支那銀行の調査報告書  
 支那銀行の調査報告書  
 支那銀行の調査報告書

本邦銀行ヨリ (在支店舗勤務者) 二十名  
 計 五十五名乃至六十五名

(ロ) 大蔵省ヨリノ派遣員中最上級者ヲ以テ中央ヨリノ援助員ノ主任者トス

同人ハ原則トシテ中支ニ駐在シ全支ノ現地各機關ト連絡シ調査進行ノ任ニ當ルモノトス

(ハ) (ロ)ノ主任者ハ速ニ中支ニ赴キ三ノ(イ)ノ決定ニ參畫スルト共ニ調査人員ノ配置計畫ヲ定メ援助員ノ派遣方ニ關シ中央ニ連絡スルモノトス

(ニ) (ロ)ノ主任者ハ現地機關ト協議ノ結果必要アリト認ムルトキハ中央決定ニ係ル敵産調査要領ニ對シ適當改訂ヲ加フルコトヲ得ルモノトス

五 現地専門家ノ活用

現地各種會社等ヨリ相當數ノ援助員ヲ出サシムルモノトス



秘報

業務別件費一覽表

右ハ現地各機關協賛ノ上選任ス  
註 四ノ民間援助員及兵ノ現地専門家ノ給與等ハ原則トシテ之ヲ各  
銀行、會社ノ負擔トスルモ軍、官側ヨリモ相當程度ノ報償ヲ與  
ヘ得ル如ク適當考慮スルモノトス  
六 調査班ノ編成  
中央ヨリノ派遣員及現地専門家等ヲ以テ構成サルル調査團ノ地域別  
調査班ノ構成、調査順序、調査方法等ハ現地機關協賛ノ上決定スル  
モノトス

送電院	病療院	ビルディング	牧場	冷蔵業	造船品	石油品	自動車立	自動車工業	アルミニウム壓延	電氣器具	ピアノ製造
一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一

鐵工業	有線電信	石油販賣	油槽所	造船所	造船業	貿易運輸	倉庫業	棉花プレス	倉庫	貿易投資金庫	碼頭倉庫	業種
三	二	一	五	一	五	二	三	一	三	二	一	帝國ニ歸屬セシムヘキモノ
												(イ)
												(ロ)
								二	一			件
												(イ)
												(ロ)
												(イ)
												(ロ)
												(イ)
												(ロ)

毛紡織  
 カタン系織物  
 全陽機械工業  
 麻草  
 印刷  
 化学工業  
 食料工業  
 製材工業  
 織工業  
 縫工業  
 日商工業  
 不動産信託及賃貸

三 一 五 一 一 二 四 九 一 二 一 一 二 二 二

一 一 二 三 三 一

一 三 一 二 一

公共施設  
 住宅  
 埠頭倉庫  
 青年會  
 圖書出版  
 新聞  
 文化事業  
 學術研究施設  
 クラブル  
 ホテル  
 社會事業  
 研究所  
 皮革製品  
 紡績

一 一 四 二 二 一 一 二 一 一 一 四

一

二五



不動産經營  
 不動産信託  
 公共事業  
 放送局  
 窯業  
 水道機器製造  
 製糸  
 出版  
 鑽石分析  
 映畫  
 劇場  
 共行  
 體育場  
 纜維工業

一三三

七

二

一 一 四 一 一 一 一 二 一

一三

保險業  
 飲料水製造  
 教派事務所  
 計

一二三

七八

八

七

八

三六

一三九 一一七

二〇九

三九九

一九〇

REEL No. A-1178

倉庫及碼頭	船隻	旅館	貨家	木家	煙家	電家	專家	卵車	自車	競馬	遊樂場	新開所	工務部	測候所
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

業種	帝國二歸屬之シムヘキモノ	國民政府ニ管シ又ハ其施設ニ委スヘキモノ
國有財產	二件	二件
石油關係施設	三	一
銀行(建物)	六	一
文化施設	二	一
住宅	三	一
鐵山	一	一
礦工業	一	一
卵加工	一	一
工廠	一	一
倉庫	四	一〇
打包工	三	一
病院	二	一

北支及蒙疆

REEL No. A-1178

在支敵産、處理運營要領

昭和十七年十一月十七日  
閣議決定

第一方 針

一、大東亞經營上帝國ニ於テ之カ取得ヲ必要トスルモノハ要償擔保保全ノ爲速カニ之ヲ帝國ニ歸屬セシムルノ處置ヲ完了シテ運營ニ移シ爾餘ノ敵産ハ之ヲ國民政府ニ移管シ同政府ヲシテ積極的ニ帝國ノ大東亞戰爭完遂ニ協力スルノ實ヲ舉ケシム、移管ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

二、本要領實行ニ當リテハ支那側ニ對スル政治的効果特ニ民心ノ把握治安ノ維持ニ惡影響ヲ及ササル如ク考慮スルモノトス

第二要 領

一、在支敵産トハ敵國ノ敵國人又ハ敵國系法人ニ屬スル作戰地域内ニ

於ケル積極財産トス

二、帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ概ネ左記（之ニ附隨スル權益ヲ含ム）

ノ内大東亞經營上帝國カ絕對把握シアルヲ要スルモノニ限定シ個々ノモノニ付中央ニ於テ決定スルモノトス

(一)埠頭、倉庫施設

(二)造船施設

(三)石油業關係施設

(四)交通、通信施設

(五)開採炭礦及英米煙草

(六)其ノ他特ニ必要トスルモノ

三、爾餘ノ敵産ニシテ帝國軍ノ既ニ管理シアルモノハ之ヲ國民政府ニ

移管シ必要ニ應ジ爾餘ノ處理運營等ニ關シ條件、希望等ヲ附スル  
コトアルモノトス

四 未タ押收シアラサル敵産ニ就テハ帝國ニ歸屬セシムベキモノハ速  
ニ軍ニ於テ押收管理シ他ハ國民政府ノ施策ニ委スルモノトス

五 第三項及第四項ニ基キ國民政府ニ移管スル敵産中軍事上特ニ必要  
ナルモノハ國民政府ト協議ノ上引續キ帝國軍ニ於テ使用管理スル  
モノトス

六 帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

- (一) 沒收シタル敵産ハ戰利品處理規程並海戰法規ニ依ルモノヲ除キ  
特殊財産特別會計(假稱)ニ歸屬セシム
- (二) 押收敵産ハ沒收スルモノヲ除キ名目價格ニ依リ速カニ換價處分

ヲナシ特殊財産特別會計ニ歸屬セシム

(三) 特殊財産特別會計ノ設置ニ至ル迄適宜ノ方法ニ依リ帝國ヘノ歸

屬ヲ明確ナラシムル措置ヲ講ズ

大 帝國ニ歸屬シタル財産ノ處理運營ハ左記ニ依リ大東亞省ニ設置セ  
ラルヘキ委員會ノ議ヲ經テ之ヲ實施ニ移スモノトス

(一) 國有又ハ國有國營トナスヲ要スルモノヲ除キ公共事業並ニ重要  
産業ニアリテハ原則トシテ政府出資ト爲シ他ハ民間ヘノ委託經  
營、貸付、賣却等ヲ爲スモノトス

(二) 出資及賣却先等ノ選定ニ當リテハ左記各項ニ留意スルモノトス

(三) 大東亞全域ニ亘リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ他  
地域トノ關係ヲ考慮スルコト

(四) 既設國策會社又ハ團體ノ事業ト同種ノ事業ニ付テハ之等會社團體トノ關係ヲ考慮シ成ル可ク一體的運營ヲナシ得ル如ク配慮スルコト

(五) 實情ニ即スル適材主義ニ依ルコト

(六) 出資及賣却價格ハ原則トシテ時價ニ依リ算定シタル價格ヲ基準トシ諸般ノ事情ヲ考慮ノ上適當決定スルモノトス

(七) 政治的考慮ニ基キ支那側ニ對シ出資及賣却等ヲナス場合ハ特に我カ方把握ノ要ト支那側ノ育成強化トヲ勘考シ借置ノ適正ヲ期スルモノトス

政府出資ノ結果日支合辦事業ニ於ケル出資割合ニ變更ヲ生スルモノノ調整ハ將來ノ指直ニ俟ツモノトス

▲敵産ハ概ネ昭和十七年十二月末迄ニ帝國ニ歸屬セシムルモノトシ

爾後速ニ之カ處理ヲ了スルモノトス

附記

一、本件處理ニ併行シ日下軍ニ於テ管理中ナル重慶系財産ハ速カニ之カ管理ヲ解除シ軍事上必要ナルモノヲ除キ繼テ之ヲ支那側ニ返還スル如ク措置スルモノトス

二、銀行、信託會社又ハ保險會社ニ屬スル財産ニ付テハ清算ノ措置ヲ續行シ殘餘財産特ニ不動産ニ付本措置ヲ適用スルモノトス

三、敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

四、帝國ニ歸屬セル財産中軍事上特ニ必要トスルモノハ關係機關協議ノ上引續キ軍ニ於テ使用スルモノトス

極

在支敵産ノ處理運管要領

昭和十七年十一月十七日  
閣議 決定

第一方 針

一、在支敵産ハ大東亞經營上帝國ニ於テ之ガ取得ヲ必要トスルモノハ要償擔保保全ノ爲速ニ之ヲ帝國ニ歸屬セシムルノ處置ヲ完了シテ運管ニ移シ爾餘ノ敵産ハ之ヲ國民政府ニ移管シ同政府ヲシテ續極的ニ帝國ノ大東亞戰爭完遂ニ協力スルノ實ヲ遂ゲシム、移管ノ時機ハ別ニ之ヲ定ム

二、本要領實行ニ當リテハ支那側ニ對スル政治的效果時ニ民心ノ把握治安ノ維持ニ惡影響ヲ及ボサザル如ク考慮スルモノトス

第二 要 領

- 一、在支敵産トハ敵國、敵國人又ハ敵國系法人ニ屬スル作戰地域内ニ於ケル潰産財産トス
- 二、帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ既ネ左記（之ニ附隨スル權益ヲ含ム）ノ内大東亞經營上帝國ガ絕對把握シアルヲ要スルモノニ限定シ備々ノモノニ付中央ニ於テ決定スルモノトス
- (一) 埠頭、倉庫施設
  - (二) 造船施設
  - (三) 石油業關係施設
  - (四) 交通、通信施設
  - (五) 開鑿炭礦及英米煙草
  - (六) 其ノ他特ニ必要トスルモノ

三、爾後ノ敵産ニシテ帝國軍ノ既ニ管理シアルモノハ之ヲ國民政府ニ  
移管シ必要ニ應ジ爾後ノ處理運管等ニ關シ案件、希望等ヲ附スル  
コトアルモノトス

四、未ダ押收シアラザル敵産ニ就テハ帝國ニ歸屬セシムベキモノハ速  
ニ電ニ於テ押收管理シ他ハ國民政府ノ施策ニ委スルモノトス  
五、第三項及第四項ニ基キ國民政府ニ移管スル敵産中電專上特ニ必要  
ナルモノハ國民政府ト協議ノ上引續キ帝國軍ニ於テ使用管理スル  
モノトス

六、帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

(一) 沒收シタル敵産ハ戰利品處理規程並海戰法規ニ依ルモノヲ除キ

特殊財産特別會計(假稱)ニ歸屬セシム

(二) 押收敵産ハ沒收スルモノヲ除キ名目價格ニ依リ速ニ換價處分ヲ

ナシ特殊財産特別會計ニ歸屬セシム

(三) 特殊財産特別會計ノ設置ニ至ル迄適宜ノ方法ニ依リ帝國ヘノ請

願ヲ明確ナラシムル措置ヲ講ズ

七、帝國ニ歸屬シタル財産ノ處理運管ハ左記ニ依リ大東亞省ニ設置セ

ラルベキ委員會ノ議ヲ經テ之ヲ實施ニ移スモノトス

(一) 國有又ハ國有國營トナスヲ要スルモノヲ除キ公共事業並ニ重要  
産業ニアリテハ原則トシテ政府出資ト爲シ他ハ民間ヘノ委託經  
營、貸付、賣却等ヲ爲スモノトス

(二) 出資及賣却先等ノ選定ニ當リテハ左記各頁ニ留意スルモノトス

(1) 大東亞全域ニ亘リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ他

地域トノ關係ヲ考慮スルコト

回 既設國策會社又ハ團體ノ事業ト同種ノ事業ニ付テハ之等會社  
團體トノ關係ヲ考慮シ成ル可ク一體の運籌ヲナシ得ル如ク配  
意スルコト

ハ 實情ニ即スル適材主義ニ依ルコト

三 出資及賣却價格ハ原則トシテ時價ニ依リ算定シタル價格ヲ基準  
トシテ諸般ノ事情ヲ考慮ノ上適當決定スルモノトス

四 政治的考慮ニ基キ支那側ニ對シ出資及賣却等ヲナス場合ハ特ニ  
我が方把握ノ要ト支那側ノ育成強化トヲ勘案シ措置ノ適正ヲ期  
スルモノトス

政府出資ノ結果日支合辦事業ニ於ケル出資割合ニ變更ヲ生ズル

モノノ調整ハ將來ノ措置ニ俟ツモノトス

八 敵産ハ既ニ昭和十七年十二月末迄ニ帝國ニ歸屬セシムルモノトシ

爾後速ニ之ガ處理ヲ完了スルモノトス

### 附記

一 本件處理ニ併行シ且下章ニ於テ處理中ナル重要系財産ハ速ニ之ガ  
管理ヲ解除シ電專ト必要ナルモノヲ除キ餘テ之ヲ支那側ニ返還ス  
ル如ク措置スルモノトス

二 銀行、信託會社又ハ保險會社ニ屬スル財産ニ付テハ清算ノ措置ヲ  
續行シ殘餘財産時ニ不動産ニ付本措置ヲ適用スルモノトス

三 敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

四 帝國ニ歸屬セル財産中電專上特ニ必要トスルモノハ關係機關為  
ノ上引續キ電ニ於テ使用スルモノトス



極秘

臨時特殊財産取扱令

第一條 本令ニ於テ特殊財産トハ左ノ財産ヲ謂フ

一 帝國ガ支那ニ於テ没收シタル敵産但シ戦利品及捕獲籌檢令第二十八條ノ規定ニ依リ國ノ所得ト爲リタル物件ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ軍事上必要アリト認ムルモノヲ除ク

二 帝國ガ支那ニ於テ管理スル敵産ニシテ帝國ノ買入レタルモノ  
第二條 特殊財産ハ大藏大臣之ヲ管理ス但シ現金、債券及出資ニ因ル權利以外ノ財産ノ保管、運管及處分ニ關スル事務ニシテ直接軍用ニ供スル財産ニ關スルモノニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣、其ノ他ノ財産ニ關スルモノニ付テハ大東亞大臣之ヲ管理ス

支那ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ出資者トシテノ議決權

ハ前項ノ規定ニ拘ラズ大東亞大臣之ヲ行使ス

第三條 特殊財産ノ經理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 帝國ガ支那ニ於テ管理スル敵産ヲ買入レタル場合ノ代金タル

現金ハ大藏大臣ニ於テ之ヲ保管スルコトヲ得

前項ノ保管金ノ經理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

帝國ノ沒收又ハ管理スル在支敵産ノ統一整理ヲ行フ爲臨時特殊財産取  
扱令ヲ制定スルノ要アルニ依ル



在支敵産ノ歸屬區分等ニ關スル件(案) 昭一七一三二二

マ在支敵産(新敵産)中帝國ニ歸屬セシムルモノハ左ニ該當スルモノ

ニ之ヲ限定スルコト

- (イ) 當面ノ軍事上ノ必要上帝國カ絶對把握シアルヲ要スルモノ
- (ロ) 將來永キニ互リ軍事上ノ必要上帝國カ絶對把握シアルヲ要スルモノ

註 前二項ハ軍ニ於テ直接管理シ又ハ常時使用セスト雖軍事上ノ

必要ヨリ帝國カ絶對把握シアルヲ要スルモノヲ含ム

(イ) 當面大東亞戰爭遂行上支那ニ於ケル資源、施設ヲ極度ニ有效適切

ニ活用スル爲帝國カ絶對把握シアルヲ要スル最少限度ノモノ

(ロ) 帝國居留民ノ生活上又ハ教育上等ノ必要上帝國カ絶對把握シアル

ヲ要スル最少限度ノモノ

三右ニ依リ歸屬區分ノ決定ヲ爲ス場合ニハ地區ニ依ル帝國ノ把握度ノ

強弱ヲ考慮ニ入ルルノ要アルコト(例へハ上海ノ如キ)

三 帝國ニ歸屬セシメタルモノノ内

- (イ) 専ラ日本側ニテ經營スヘキモノ
  - (ロ) 支那側ノ經營参加ヲ認ムヘキモノ
  - (ハ) 支那側ニ出資又ハ賣却スルモノ
- ノ區分ハ帝國ニ歸屬ト同時ニ一應決定スルヲ將來情況ニ依リ(イ)ヲ(ロ)又(ハ)ニ變更スル等ノコトアルヘキコト

四 國民政府ニ移管スルモノニ付テハ左ノ事項ニ留意スルコト

- (イ) 國民政府ニ移管スル目的ハ之等敵産ノ移管ニ依リ國民政府ノ實質的勢力ヲ増強シ支那民心ヲ國民政府ニ歸一セシムルニ資スルト共ニ帝國ノ支那民心把握度ヲ強化シ支那事變ノ解決ヲ促進シ以テ對米英戰ノ完遂ニ資セントスルニ在ルヲ以テ敵産ノ移管ニ關シテハ移管ノ方法、移管後ノ處理等ニ付右ノ目的ニ適フ如ク配意スルコト
- (ロ) 敵産ノ移管ハ單ニ移管ノ事實ノマヲ以テ直ニ國民政府ノ強化トナ

リ又ハ民心ノ把握度ヲ増強スル結果トナルモノニ非サルノミナラズ、支那ノ現状ニ於テハ國民政府ノ利害ト財界乃至民衆ノ利害トハ一致セサルコト夥カラサル實情ニ于テ、移管セル物件ノ處理運營ニ關シ直ニソレカ國民政府ノ育成強化トナリ民心ノ把握ニ資スル如ク留意スルコト肝要ナルコト

- (ハ) 軍ニ於テ管理中ナル重慶系財産ハ軍事上必要ナルモノヲ除キ餘テ之ヲ支那側ニ返還スルコトトナリ居リ、ソノ上ニ米英系財産キ一部ノモノヲ除キ之ヲ支那側ニ移管セントスル所以ハ、前述ノ如ク國民政府ノ育成強化ト民心ノ把握トヲ期待スルニ在ルヲ以テ、一應移管スルヲ將來長年月ニ亘リ軍ノ使用スル所トナリ又ハ強度ノ軍管理ヲ實施セラルル如キ施設、事業ハ必シキ此ノ際移管スルニ適セス、將來天々適當ナル機會ニ移管スルヲ可トスルコト

- 移管後ノ處理運營ニ關シ附スヘキ條件又ハ希望トシテハ
- (イ) 施設等ニ付テハ之ヲ概ネ從前ノ用途ニ用フヘキコト

- (ロ) 必要ニ應シ事業ノ運営ニ邦人ヲ参加セシムルコト
- (ハ) 必要ニ應シ本邦側ノ出資ヲ認ムルコト
- (ニ) 必要ニ應シ本邦側ニ貸付ケ又ハ委託經營ヲ爲サシムルコト
- 等ノ事項ヲ豫算シ得ルキ(ロ)(ハ)(ニ)ノ各項ハ必要ノ最少限度ニ之ヲ止ム
- ルト共ニ(ハ)及(ニ)ニ要スル本邦側資金ハ原則トシテ現地本邦側資金ヲ
- 以テ之ヲ賄フモノトスルコト(國民政府ニ歸屬後本邦側ニ償却スル
- 場合ニ付亦同シ)
- 移管ノ方法トシテハ移管スヘキ物件ノ目録ヲ作成シ天々所要ノ條件
- 又ハ希望ヲ附シ適當ナル時期ニ本邦政府ヨリ國民政府(華北政務委
- 員會ニ歸屬セシムベキモノハ其ノ旨ヲ明カニシ)ニ對シ之カ管理ヲ
- 移讓スル旨ヲ申入ルルコト
- 敵國人名義ノ財産中實質上其ノ大部分カ支那人所有ノモノナル場合
- ハ重慶系敵産ノ管理解除ト同様ノ方法ニ依リ國民政府ヲ通スルコト
- ナク之ヲ支那側ニ歸屬セシムルコト

セハ

- 國民政府ニ移管セル敵産ノ處理運営ニ關シテハ左ノ各項ニ依ルコト
- (イ) 國民政府ハ管理權ヲ受ケタル財産ヲ名目價格ヲ以テ貸入ルルコト
- (ロ) 右ニ依リ國民政府ニ歸屬シタル財産ハ之ヲ一級國有財産ト區別シ
- 之カ處理運営ノ爲本邦ニ於ケルト同趣旨ノ特別會計ヲ設置スルコ
- ト
- (ハ) 國民政府ニ於テ自ラ運営ニ當リ又ハ帝國軍ニ於テ使用管理スルキ
- ノヲ除クノ外右財産ハ之ヲ民間(本邦側ヲ含ム)ニ賣却シ、出資
- シ、貸付ケ又ハ委託經營ニ附シ其ノ收入ハ之ヲ右特別會計ノ歳入
- トスルコト
- (ニ) 財産ノ處理運営ニ付テハ特ニ重要物資ノ生産ノ増大、兎貨配給及
- 輸送ノ円滑並ニ民心ノ把握ニ重點ヲ置クコト
- (ホ) 財産ノ保存管理及運営等ニ要スル經費ハ右特別會計ヨリ支出スル
- モノトシ右特別會計ノ剰余金ハ之ヲ積立テ又ハ必要ニ應シ一般會
- 計其ノ他他會計ニ繰入ルルコトトシ、以テ政府財政ノ嚆化及金融

操作ニ資スルコト  
(2) 財産ノ處理運管ニ關スル重要事項ニ關シテハ適當ナル方法ニ依リ日  
支間ノ連絡協議ヲ圖ルコト

極秘

在支敵産ヲ帝國ニ歸屬セシムル場合ノ價格ニ關スル件

昭和十七年十二月十五日  
特殊財産處理委員會幹事會決定

在支敵産ノ處理運管要領（昭和十七年十一月十七日閣議決定）ニ依リ  
在支敵産ヲ帝國ニ歸屬セシムル場合ノ價格（名目價格）ハ原則トシ  
テ歸屬セシムル時ニ於ケル假評價價格ノ十分ノ一程度トス

極秘

押收敵産評價要領

昭和十七年十二月十五日  
特殊財産處理委員會幹事會決定

第一方 針

押收敵産ノ現在評價ハ現地時價ニ依ルモノトシ現地時價ハ原則トシ  
テ押收當時ニ於ケル當該敵産時價ニ適正ナル修正ヲ加ヘ之ニ物  
價變動率ヲ勘案決定スルモノトス但シ右ニ依リ難キ場合又ハ右評價  
額不當ナリト認メラルル場合ハ復成式評價若ハ収益還元評價ニ依リ  
又ハ之ヲ參酌シ決定スルモノトス

第二要 領

一 帳簿價格ヲ基礎トスル評價方法

(一) 押收當時ニ於ケル帳簿價格ノ修正

- (1) 有形固定資産（土地、建物、機械器具等）流動資産（原料、材料、製品、現金、預金等）ニ夫々區分評價スルモノトス
- (2) 有形固定資産帳簿價格ニシテ償却額過大又ハ過少ナルモノハ

別紙第一敵産償却基準表ニ依リ夫々修正スルモノトス

(3) 帳簿外資産又ハ帳簿價格一部不明ナルモノハ類似ノ敵産帳簿價格ヲ參酌決定スルモノトス

(4) 帳簿價格ノ修正ニ當リテハ當該敵産ノ押收當時ニ於ケル被用割合ニ將來ニ於ケル利用價值ヲ參酌決定スルモノトス

(二) 押收以後調査時迄ノ間ニ於ケル當該敵産ノ減少及他敵産ノ移動ニヨル増加ハ夫々調査シ之ヲ前號修正帳簿價格ニ加減スルモノトス

(三) 物價變動率ハ建設又ハ取得當時ノ物價ト大東亞戰開始直前ノ物價トノ比率ヲ求メ之ニ調査當時ノ物價ヲ適當ニ參酌決定スルモノトス但シ被用ルベキ物價變動率明確ナラサル場合ハ當該地域ニ於ケル代表物價ノ物價變動率ヲ基準トナスコトヲ算ルモノトス

(四) 押收以後調査時迄ニ電費又ハ受託者ノ経費ニ依リ増加セルモノ

ハ夫々區分調査シ該價格ニ對シ増加當時ト調査當時ノ物價變動率ヲ適當ニ勘案決定セル評價額ヲ加算スルモノトス

### 三 鑛山評價方法

(一) 稼高式評價法（收益還元法）ニ依リホスコールド公式ヲ適用スルモノトシ其ノ算出要領ハ別紙第二ノ如シ

(二) 鑛山ノ年收益金算定等ニ付テハ收益還元評價方法ノ各項目ヲ準用スルモノトス

### 三 復成式評價方法

(一) 當該敵産ノ調査時ニ於ケル適正ナル現地再取得價格ニ依ルモノトシ右ニ依リ難キ場合若ハ之ニ依ルヲ不適當ト認ムル場合ハ内地ニ於ケル適正價格ニ運賃諸掛及内外地ノ物價指數ヲ勘案決定シタル價格ニ依ルモノトス

(二) 有形固定資産ハ前號價格ヨリ別紙第一敵産償却基準表ニ基キ使用年數ニ應スル減價ヲナスモノトス

(三) 復成式評價ノ決定ニ當リテハ當該敵産ノ破損割合並ニ將來ニ於ケル利用價值ヲ參酌スルモノトス

### 四 收益還元評價方法

(一) 專業ノ經營ヲナシアルモノハ當該專業ノ利益金額ヲ別紙第三專業別利益率標準表ノ利益率ニテ除シテ得タル價額ニ當該敵産ノ破損狀況並ニ於ケル利用價值ヲ考慮シテ固定資産評價額ヲ決定スルモノトス

(二) 前項利益金額ノ算定ハ原則トシテ大東亞戰開始前ニ於ケル最近三專業年度ノ平均額（但シ專業固有ノ利益金以外ハ控除ス）ヲ參考トシ將來ニ於ケル收益狀況ヲ勘案算定シ更ニ當該專業ノ正常流動資本利子ヲ控除シテ決定スルモノトス 但シ右ノ正常流動資本利子ノ算定時ニ困難ナル場合ハ帳簿上ニ於ケル使用資本ニ對スル固定資本比率ヲ求メ之ヲ前記ノ算定セル利益金額ニ乘シ決定スルモノトス

(三) 大東亞戰開始前、利益金不明ナルモノニアリテハ納税額其ノ適  
適當ナル資料ニ依リ推定スルモノトス  
(四) 流動資産ハ帳簿價格ヲ基礎トスル評價方法又ハ復成式評價方法  
ニ依ルモノトス

其評價額ノ表示通貨並ニ邦貨換算方法

- (一) 評價額ノ表示ハ現地代表通貨ニ依ルモノトシ當該廠産ノ帳簿價  
格カ右以外ノ通貨ヲ以テ表示セラレアル場合ハ取得當時ニ於ケ  
ル現地公定爲替相場ニ依リ現地代表通貨ニ換算スルモノトス  
(二) 前項現地代表通貨ニ依ル評價額ハ合計額ニ於テ調査當時ニ於ケ  
ル現地公定爲替相場ニ依リ邦貨ニ換算併記スルモノトス  
六 無形固定資産及投資資産ハ夫々區分調査スルモノトス特別ナルモノヲ除  
キ評價額ニ計上セサルモノトス  
七 當該廠産ニ屬スル債權債務ハ調査時迄ニ決済シタルモノ又ハ差向  
キ決済ヲ要スルモノヲ除キ敵國人、第三國人、支那人(其國別ヲ

區分ス) 及邦人別ニ區分調査スルモノ之ヲ評價額ニ計上セサルモノ  
トス

八 前記各點ニヨル評價額ハ將來ニ於ケル經濟情勢並ニ政策等ヲ考慮  
シ適當的檢討ヲ加ヘ決定スルモノトス

附記

本評價ニ當リテハ押收廠産ノ押收當時ニ於ケル帳簿價格(不明ナル  
モノハ推定)ヲ併記スルモノトス



別表

耐用年數表

第一有形固定資産

(4) 各事業（地方鐵道事業及軌道事業を除く）ニ共通スル固定資産

種別	細目	備考	耐用年數
事務所用又ハ住宅 用建築物 （工場用又ハ倉庫 用建築物以外ノ建 物ヲ謂ヒ附屬建 物ヲ含ム）	鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリ ート造又ハ鐵骨造（鐵骨煉瓦造及鐵骨石造 ヲ含ム） 煉瓦造又ハ石造		六〇 五〇
工場用又ハ倉庫用 建築物（附屬建物ヲ 含ム）	土藏造又ハ木造（木骨煉瓦造及木骨造鐵 網モルタル造其ノ他ノ木骨造造家ヲ含ム） 鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリ ート造又ハ鐵骨造（鐵骨煉瓦造及鐵骨石 造ヲ含ム）	刷塗等ヲ使用スル工場 ニシテ腐蝕シ易キ建物	三五
構築物（坑道ヲ除 ク）	煉瓦造、石造又ハ鐵骨造鐵板張	其 他	五〇 三〇 四〇
船	木造 其ノ他	（ロ）細目ニ掲グルモノ ヲ除ク 同	一〇 一五 四〇
船舶	船舶法第二十條ニ掲グル船舶及舟以外ノ 船舶 鋼船 漁業用船舶及油槽船 其ノ他	（ロ）細目ニ掲グルモノ ヲ除ク	一八 二〇 二二

工具器具及備品 器具及備品 主トシテ金屬製ノモノ其ノ他	其ノ他(航空機ヲ除ク)	車輛及運搬具			
		鐵道車輛	自動車及自動自轉車	木船	鋼船 其他
	自動車運輸業ノモノヲ除ク(ロ)ニ掲グル命業用ノモノヲ除ク				
一五五	六	四五	一五	八	二

REEL No. A-1178

0033

事業	細目	備考	計年
金屬鑛業			一〇
硫黃鑛業			一〇
石棉鑛業			一〇
石炭(亞炭ヲ含ム)鑛業			八〇
石油鑛業	掘鑿用機械器具又ハ掘鑿用及坑井用鐵管		四
製鐵業	タ ン ク 其 ノ 他 熔鑪、熱風爐及焙燒爐	煉瓦ノ取替費ヲ經費ニ 計ヒスルモノハ二十年	一〇 二〇
非鐵金屬製鍊業			一
輕金屬製造業			七
鑄鐵及鍛造業			五
其ノ他ノ金屬工業			〇
原動機製造業		蒸汽罐製造ヲ含ム	一
電氣機械器具製造業		無線電信電話機械器具 製造業ヲ含ミ家庭用電 氣器具製造ヲ除ク	二
金屬工作機械工具及 刀類製造業			二
鑄鐵、鑄鋼及製鍊機 械器具製造業			二
製鐵用機械器具製造業			二
化學工業用機械裝置 製造業			二
鐵道用及軌道用車輛 製造業			二

(ロ)事業別ノ固定資産(イ)ニ掲グル固定資産抗道及航空機ヲ除ク

自動車及同部分品  
製造業

船舶製造業

航空機及同部分品  
製造業

運搬機械製造業

ポンプ製造業

計器製造業

學術及醫療機械器具  
製造業

光學機械器具製造業

電球製造業

兵器及同部分品製  
造業

軸受及鋼球製造業

其ノ他ノ機械類製  
造業

醫藥品製造業

ソーダ製造業

水晶石及弗化アルミ  
ニウム製造業

硫酸製造業

石炭酸製造業

硝酸製造業

鹽酸製造業

醋酸製造業

岸壁及船渠  
造船

鋼船  
造船

木船  
製造用

其他  
造船

小型自動車及同部分品  
製造ヲ除ク

水壓機製造ヲ含ム  
寒暖計及体温計製造ヲ  
除ク

タール系醫藥品製造ヲ  
除ク

一〇  
一七  
一七  
一七  
一八  
一〇  
一八  
一八  
二〇  
二〇  
一五  
一五  
一五  
一八  
一八  
二五  
四〇  
一〇

メタノール系合成 品製造業	アセチレン系合成 品製造業	カーバイト製造業	分析薬品及寫眞用 薬品製造業	代用液体燃料製造 業	コールドタール分溜 物製造業	染料中間物其ノ他 タールタール分溜 物誘導体製造業	火薬及爆薬製造業	其ノ他工業薬品製 造業	染料製造業	インキ製造業	塗料製造業	燐寸製造業	石油精製及輸入業	人造石油製造業	油、脂、蠟及加工油 製造業	ゴム製品製造業	バルブ製造業	製紙業
					ビクリン酸其ノ他ノ爆薬原料ノ製造装置 其ノ他								貯油タンク、油槽船、瓦斯槽及製罐装置 其ノ他	貯油タンク、油槽船、瓦斯槽及製罐装置 其ノ他				
						タール系醫薬製造含ム												
									一〇	一五	一五	二〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	二〇
									一七	一七	三七	三七	一〇	一〇	七	七		

REEL No. A-1178

セルロイド製造業	硝化装置	二〇
其ノ他	他	二五
人絹糸及ステールファイバー製造業	硫酸アンモニア製造用	一〇
化学肥料製造業	其ノ他	八〇
製革業		二〇
石灰製造業		二〇
糊料製造業		二五
瓦斯コークス及同副産物製造業	瓦斯發生装置（ビーハイブ爐ヲ含ム）	一〇
	瓦斯精製装置	二〇
	瓦斯槽	二五
	瓦斯導管	二五
	其ノ他	一〇
ピッチコルクス製造業		一〇
電極製造業		一〇
カーボンブラック製造業		一〇
電氣供給事業	水力發電設備	三五
	火力發電設備	三五
	送電設備	三五
	鐵柱又ハ鐵骨コンクリート柱ノモノ	三五
	木柱ノモノ	三五
	變電設備	三五
	配電設備	三五
	需要者屋内設備	三五
	同	三五
	自家用發電ヲ含ム	三五

REEL No. A-1178



麥酒製造業	和酒製造業	製糖業	澱粉製造業	製粉業	製穀業	木製品工業	製材業	帽体及フェルト地製造業	染色精練及漂泊業	硝染業	綿製造業	織物業	紡績業	製絲業	其ノ他ノ窯業	煉瓦製造業	セメント製造業	ガラス製造業				
										其ノ他	口				耐火煉瓦製造用	燒	其ノ他	燒	其ノ他	燒	其ノ他	
											其ノ他				其ノ他	其ノ他						

酒精蒸溜ヲ除ク

擦絲業ヲ含ム

レース類製造ヲ含ム

<p>自動車運輸業 前掲以外ノ事業</p>	<p>其ノ他ノ酒類製造業 醬油製造業 清涼飲料製造業 菓子及パン類製造業 罐詰製造業 煉乳及バター製造業 製氷業 印刷製本及出版業 土木建築業 鋼及鋼製造業 鈕釦製造業 地方鐵道事業及軌道事業</p>	<p>主トシテ金噐製ノモノ 其他</p>	<p>一切ノ固定資産ニ適用ス</p>	<p></p>	<p>冷凍業ヲ含ム</p>
<p>二〇</p>	<p>三〇 一五 二〇 八 二五 三五 二〇 一五 一五</p>				

REEL No. A-1178

0045



第二 無形固定資産

種 類	細 目	備 考	耐 用 年 数
漁業 水利 特許 實用 意匠 商標 營業 試驗 開發			一〇〇 二〇〇 一〇〇 七〇七 一〇五 一〇五 五〇五

REEL No. A-1178

0045

別紙第一

敵産償却基準表

敵産ノ償却ハ會社固定資産償却規則（昭和十七年九月二日閣令第二一六  
一號）ヲ準用スルモノトシ左記基準ニ依リ現地ノ實情ニ即應スル如ク  
實施スルモノトス

左記

一、固定資産ノ償却ハ原則トシテ定額法ニ依ルモノトシ固定資産ノ價、  
價格ヨリ直接控除シテ之ヲ爲スモノトス

註會社固定資産償却規則ニ於テハ有形固定資産ニ付テハ定額法、  
ハ定率法無形固定資産ニ付テハ定額法ト定メアルモ敵産ノ償却  
ハ總テ定額法ニ依ルモノトス

二、固定資産ハ左ノ各項ニ該當スルモノトス

1、建 物（建物及煙房、冷房、照明、通風等ノ建物附屬設備ヲ指  
ス）

2、轉造物（船渠、橋梁、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道等ノ土  
地ニ定着スル土木的設備ヲ謂フ）

3、機械及裝置（機械及裝置並ニコンベヤ、ホイスト、起重機等ノ  
機件設備ヲ謂フ）

4、船 舶（客船、貨物船、汽帆船、艇、曳船等水上運輸機件ヲ指  
ス）

5、車輛及運搬具（鐵道車輛、自動車、積引車等ノ陸上運輸機件ヲ  
指ス）

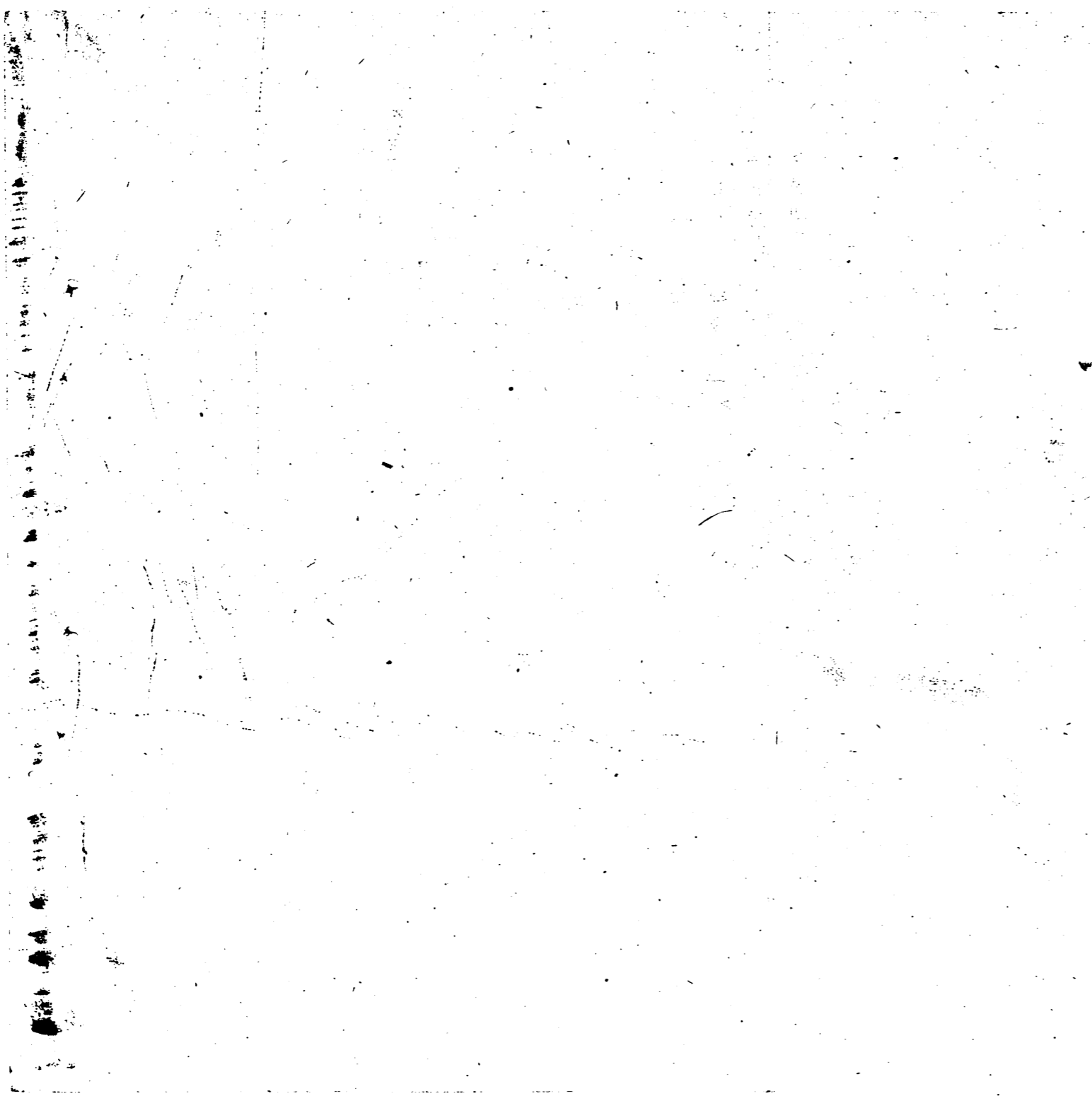
6、工具、器具及備品

7、礦業用、漁業用、水利用、林業用、實用新案機、電匠機、等  
機、等機、試驗研究機及測量機

但シ現行價格力維持價格トナリタル固定資産ハ之ヲ含マサルモノトス

三、固定資産ノ償却價格ハ坑道以外ノモノハ當該資産ノ原價ノ百分之  
ニ相當スル金額トシ坑道及無形固定資産ニ付テハ零トス

四、毎年定額ノ償却金額ハ當該資産ノ原價ト同等ノ金額トシ、償却ニ  
關シテ



二依り算出セル償却率ヲ乘シテ得タル金額ニ百分ノ八十ヲ乘シテ  
 タル金額トス  
 五償却ハ專業年度チ一年ト見做シ專業年度ノ中途ニ於テ増加セラ  
 ルモノハ翌年度初メニ於テ受入レタルモノトシテ計算ス  
 六固定資産ノ耐用年數別衰ノ加シ

REEL No. A-1178

0048

鑛山評価要項

鑛山ノ評價ハ稼高式ニ依ル即チ鑛山ノ年收益金  
定シ左記ホスコールド公式ヲ適用シ評價スル

一ホスコールド公式

$$P_n = A \times \frac{S + \frac{R}{(1+R)^n}}{1}$$

$P_n$  鑛山評価額(稼行年数ヲ $n$ 年トスル現在評価額トス)

$A$  鑛山ノ年收益金

$S$  鑛山ノ利廻率(別紙第三小種別利益率ノ積算利益率ヲ適宜修正シ決定)

$n$  今後ノ稼行年数(専門家ノ算定シタル可能採掘鑛量ヲ基準トシ之ヲ $n$ 年ノ平均出鉱可能量ヲ以テ除シタルモノトス)

二ホスコールド公式ニ依ル計算例

$P_n$  鑛山評価額  
 $A$  10万圓  
 $n$  15年  
 $R$  3%  
 $S$  8%  
ト假定セハ

$$P_n = 100,000 \times \frac{0.08 + \frac{0.03}{(1+0.03)^{15}}}{1} = 372,641.74$$

- 一 別紙第三附表ヲ使用スルモノトス
- 二 本計算ニ於テ利益金ノ償却額ヲ控除セザル額ニ依ルモノトス
- 三 以上ノ細部ニ関シテハ丸善株式會社発行菅原公平著「鑛山調査  
評価」ニ依ル

年	A対入乗数	年	A対出乗数
26	9.43948	1	092593
27	9.56352	2	1.74637
28	9.68120	3	2.49813
29	9.79288	4	3.13453
30	9.89913	5	3.72641
31	10.00010	6	4.26261
32	10.09622	7	4.75046
33	10.18986	8	5.19599
34	10.27517	9	5.60431
35	10.35651	10	5.99995
36	10.43798	11	6.32603
37	10.51392	12	6.64120
38	10.58660	13	6.94300
39	10.65598	14	7.21886
40	10.72246	15	7.47569
		16	7.71539
		17	7.93947
		18	8.14936
		19	8.34627
		20	8.53126
		21	8.70534
45	11.01504	22	8.86941
		23	9.02413
		24	9.17036
		25	9.30856
50	11.25290		

R S S  
 || ||  
 3.08%  
 元 A  
 || 鑛山ノ年  
 || 當該鑛山ノ  
 A = 對スル乗数  
 後、採行年  
 益金  
 数  
 行年  
 数  
 丁  
 丁



通商手続表

業種	別	利率
織維工業	製線、紡績、製糸、絹	七・〇
窯業	セメント、硝子、煉瓦、陶磁器	七・〇
化学工業	油脂、塗料、薬、染料、護膜、製紙、肥料	七・〇
機械工業		七・〇
造船業	造船、船渠	七・〇
金属工業		七・〇
鑛業	金属、鉱業、石炭、磁業	八・〇
石油業		八・〇
瓦斯手業		七・〇
造幣手業		七・〇
醸造業		七・〇
食料品工業	製糖、製粉、製菓	七・〇
水産業		八・〇
農林業	烟草、護膜、栽培	九・五
雑業	印刷、製紙、皮革、其他	七・五

老  
 本利益率ハ現地ノ実情ニ応シ軍司令官ニ  
 三本利益率ヲ適用スルモノトス  
 外ノ利率ハ控除セサルモノトス  
 本表ニ定メテ事業ニアリテハ同種又ハ類似  
 業ノ利益率ヲ適用スルモノトス  
 本利益率ハ現地ノ実情ニ応シ軍司令官ニ  
 三本利益率ヲ適用スルモノトス